

第 6 次長野県男女共同参画計画の策定について

人権・男女共同参画課

1 趣旨

県では、平成 13 年度に第 1 次長野県男女共同参画計画を策定以来、5 年ごとに新たな計画の策定を行い、現在は第 5 次計画（令和 3～7 年度）の下、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進しているが、令和 7 年度に現行計画が最終年度になるため、後継の第 6 次計画を策定する。

2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 「長野県男女共同参画社会づくり条例」の基本理念を踏まえつつ、これまでの取組の成果と課題及び本県の現状、特徴などを勘案した計画とする。
- (2) 国の次期男女共同参画基本計画や、県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」をはじめとする各種計画との整合を図る。
- (3) 「信州未来共創戦略（案）」の男女共同参画に関する取組の具現化を図る。
- (4) DV 防止や困難な問題を抱える女性への支援の状況を踏まえた計画とする。
- (5) 策定過程における県民、市町村、関係団体等からの意見聴取結果及び国内外の社会情勢を踏まえた計画とする。

3 計画の概要

- (1) 計画期間：令和 8 年度～12 年度（5 年間）
- (2) 計画の性格：以下の計画を一体的に策定

計画名	根拠法令	内容
男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項	総合的かつ長期的な男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等を定める計画
女性活躍推進計画	女性活躍推進法*1 第 6 条第 1 項	女性の職業生活における活躍の推進に関する取組等を定める計画
DV 防止基本計画	DV 防止法*2 第 2 条の 3 第 1 項	DV の防止及び被害者保護のための施策実施に関する基本的計画
女性支援基本計画	女性支援新法*3 第 8 条第 1 項	困難な問題を抱える女性への支援のための施策実施に関する基本的な計画

※下線の 2 計画については今回から統合する

*1 女性活躍推進法：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

*2 DV 防止法：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

*3 女性支援新法：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

4 策定スケジュール（予定）

令和 6 年度	7 月	審議会①【第 5 次計画の進捗状況、意識調査項目確認】
	8 月～11 月	県民調査、高校生意識調査
	12 月	審議会②【諮問、論点洗い出し 1】
	1 月～2 月	関係団体、市町村等意見聴取
	3 月	審議会③【論点洗い出し 2】
令和 7 年度	5～6 月頃	審議会④【骨子案検討】
	8～9 月頃	審議会⑤【素案検討】
	12 月頃	審議会⑥【答申案の検討・答申】
	12 月～1 月頃	パブリックコメント
	3 月	計画決定

DV 防止基本計画及び女性支援基本計画に該当する部分については、審議会委員数名を含む専門 WG を立ち上げ、令和 7 年度から議論を実施（年度内に 3 回程度）

第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画 概要

児童相談・養育支援室

はじめに

1 計画策定の趣旨

- ・DV被害者の保護及び自立支援は地方公共団体の重要な責務であることから、長野県では、DV対策の基本的な方針と施策の実施内容を示す「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」を策定し、施策を進めてきた。
- ・第4次計画が令和2年度末をもって終了したことから、これまで実施してきた施策の成果や課題、法改正等を踏まえ、第5次計画を策定することとした。

2 計画の性格

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく計画。
- ・「第5次長野県男女共同参画計画」と連携を図る。

3 計画期間

- ・令和3年度～令和7年度 <5年間>
(第5次長野県男女共同参画計画と同様)

DVを取り巻く現状

1 県内の支援体制

(1) 県

- ・配偶者暴力相談支援センター **2か所**
*女性相談センター
*男女共同参画センター
- ・女性相談員配置 **11か所**
*女性相談センター
*10保健福祉事務所

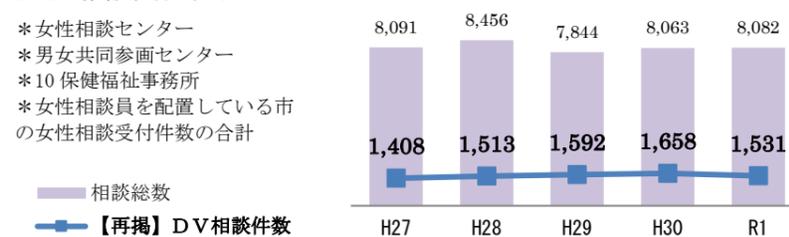
(2) 市町村

- ・配偶者暴力相談支援センター **1か所**
*安曇野市
- ・女性相談員配置 **14か所**
*長野市、松本市、上田市、飯田市、小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市



2 対応状況

(1) 相談受付状況



(2) DV防止に係る普及啓発状況

*DV（配偶者からの暴力）の認知度
(「男女共同参画に関する県民意識調査」より)

年度	認知度
H26	83.1%
R1	85.4%

*デートDVに関する講座の実施状況 (単位：回、人)

	H27 末累計	H28	H29	H30	R1	累計
講座実施回数	78	10	14	10	9	121
講座受講者数	14,897	2,042	2,413	1,308	903	21,563

第5次計画のポイント

●主要重点目標の設定

『啓発の強化』、『関係機関の連携による支援体制の整備』及び『市町村の相談体制強化への支援』の3点を主要とし、より積極的な取組を促進。

●数値目標の設定

主要重点目標に沿った数値目標を設定し、取組の成果を数値化。

●第5次長野県男女共同参画計画との連携

計画の始期及び終期を合わせ、連携した内容とすることにより、多角的な取組を推進。

基本理念

- 1 DVを防止し被害者の保護と自立を支援することは、地方公共団体の責務であること。
- 2 DV被害者は、いずれの地域においても年齢・性別・障がいの有無・国籍を問わず、同じ水準の支援を受ける権利があること。
- 3 DV被害者への総合的支援施策を進める上で、県及び市町村並びに関係機関及び民間団体等が共通の理念をもって相互に連携し、協働することが不可欠であること。

施策の展開

4つの基本テーマに基づき重点目標を定め、目標達成のための具体的な取組内容及び関係部署を記載。

<Ⅰ 暴力を許さない社会づくり>

◆重点目標1 基本計画の取組の推進及び評価

>計画の推進、毎年度の評価。

主要

◆重点目標2 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化

>DV防止に係る普及啓発の推進

>教育現場における指導の充実

教職員に対してDVやデートDVについての研修、学校現場への啓発と指導資料の充実 等

◆重点目標3 関係機関の連携による支援体制の整備

>県内の配偶者暴力相談支援センターと関係機関の連携強化

>県域・圏域ネットワークの強化

女性相談員と要保護児童地域対策協議会との連携強化 等

>関連する地域ネットワークとの連携

<Ⅱ 相談体制の充実>

◆重点目標1 相談機関の充実

>専門研修の充実。組織的対応の推進。

◆重点目標2 市町村の相談体制強化への支援

>市町村基本計画の策定に向けた支援

>市町村の相談体制強化への支援

全市町村の担当者会議の開催

国のマニュアル等を活用し、配偶者暴力相談支援センター設置や女性相談員配置の働きかけ 等

◆重点目標3 外国人・男性被害者等への対応の充実

>男性相談日の設定。性的マイノリティへの適切な支援。

◆重点目標4 性犯罪・性暴力被害者への支援

>性被害者のためのワンストップ支援センターとの連携

<Ⅲ 保護体制の強化>

◆重点目標1 相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備

>各圏域のネットワーク会議等で連絡体制を確認。事例ごとに関係者会議を開催。対応困難事例を集約した上で会議等において事例検討の実施。

◆重点目標2 一時保護体制の充実

>被害者の国籍、性別、障がいの有無、年齢等にかかわらず支援を提供するための体制整備。

<Ⅳ 自立支援の強化>

◆重点目標1 被害者の状況に応じた個別支援

>被害者の安全及び心身の安定に対する支援の充実。

◆重点目標2 子どもへの支援

>子どもの心のケアの充実。区域外入所・就学等の支援。

◆重点目標3 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底

>警察等との連携。市町村の支援措置の適切な運用。

数値目標

項目	目標(第4次)	実績	目標(第5次)
◆ DV(配偶者からの暴力)の認知度【変更】	-	83.1%→85.4% (H26) (R1)	100% (R7)
◆ 女性相談員の市町村要対協への参画【新規】	-	49市町村 (R2)	77市町村 (R7)
◆ 市町村DV防止基本計画策定市町村数	77市町村 (R2)	20市町村→47市町村 (H27) (R2)	77市町村 (R7)
◆ 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	4市町村 (R2)	1市→1市 (H27) (R2)	4市町村 (R7)
◆ 女性相談員配置市数	19市 (R2)	9市→14市 (H27) (R2)	19市 (R7)

計画の評価

- 毎年度、『長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会DV被害者支援等に関する分科会』において、実施状況の把握、評価を行う。
- 法改正等により新たに盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じて見直す。

長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 概要

県民文化部こども若者局こども・家庭課、児童相談・養育支援室

第1章 支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

(R6.4施行)

○女性の抱える問題が多様化、複合化、複雑化している中、支援施策の根拠法を「要保護女子」の「保護更生」を目的とした売春防止法から転換。

○女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

*「困難な問題を抱える女性」とは(法第2条)

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために基本計画を策定。

(2) 計画の位置づけ：法第8条第1項に基づく都道府県基本計画

(3) 計画の期間：令和6年度～令和10年度(5年間)

2 現状及び課題

(1) 本県における女性支援の状況

- 支援体制(R5.4.1現在)：女性相談センター、女性相談員(37名)等
- 女性相談件数(R4)：8,524件
- 一時保護(R4)：年間15件、うち12件がDV
- 県内の民間団体等：女性向けシェルターなし

(2) 支援のための施策推進にあたっての課題

- ①相談窓口、支援等を利用しない又は躊躇する女性への相談充実
- ②支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設の制約
- ③困難な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の強化
- ④女性支援を行う民間団体等が少数

3 基本目標

- 1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築
- 2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充
- 3 自立支援のさらなる充実
- 4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

成果指標の取組項目	現状(R4)	目標(R10)
相談支援担当者職員の研修受講率	84%	100%
一時保護による支援の満足度(退所時)	75%	100%
支援調整会議(圏域会議)への参加市町村	0	77
協働する民間団体等の数	0	3

第2章 支援のための施策内容に関する事項

1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築

- (1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握
 - ・県内の高校、短大、専門学校、大学等に対するチラシ配布、学生相談室等を通じた周知
 - ・若年女性がアクセスしやすい、ネット、SNS、二次元コード等を使用した情報発信
 - ・「こどもカフェ」等、県の居場所づくりの取組を活用した女性に対する情報発信
- (2) 相談支援の質の向上
 - ・相談方法の多元化(メール、問合せフォーム等)
 - ・女性相談支援員に対する傾聴スキル等に関する研修強化

2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充

- (1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護・緊急避難支援事業の受入対象者の拡大、一時保護の役割分担による幅広い受け入れ体制の検討
 - ・一時保護施設における利用者の状況に応じた柔軟な対応の検討
 - ・「にんしんSOSながの」による支援拡充
- (2) 心身の健康の回復及び生活支援
 - ・同伴児童支援のための保育士、学習支援員の確保
 - ・被害者及び同伴児童に対して精神的なケアを行うためのカウンセラーの確保
 - ・女性相談支援センター、児童相談所の連携による同伴児童支援の強化

3 自立支援のさらなる充実

- (1) 同伴児童等への支援
 - ・児童相談所、児童家庭支援センターとの連携による心のケアの充実
- (2) 自立支援の充実
 - ・自立支援計画の策定による適切かつ継続的な支援
 - ・各種手続窓口繋げる同行支援
 - ・生活就労支援センター「まいさぼ」との連携による就労や住まい、家計等の相談の充実
- (3) アフターケアに関する支援の強化
 - ・女性相談支援員を中心とした伴走型支援
 - ・市町村等と連携した継続的なフォローアップ

4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

- (1) 支援のための体制づくり
 - ・支援者のバーンアウト(燃え尽き症候群)防止のためのサポート体制強化
 - ・女性相談支援センターのスーパーバイズ機能の強化
- (2) 関係機関の連携強化
 - ・支援調整会議、圏域ネットワーク会議における情報、対応策等の共有
 - ・市町村基本計画の策定支援
 - ・個人情報の取扱い、本人同意の徹底
- (3) 民間団体等の掘り起こし
 - ・シェルター、相談窓口、研修業務を行う民間団体等発掘

第3章 その他施策の実施に関する重要事項

毎年度、長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会の「DV被害者支援等に関する分科会」において、実施状況の把握、評価を行う。